

令和8年第2回佐川町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和8年7月27日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和8年7月27日 午前9時宣告

開 議 令和8年7月27日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	東 祐太朗	2番	田村 雅之	3番	安田 節子
	4番	齋藤 光	5番	岡林 哲司	6番	山本 和輝
	7番	田村 幸生	8番	宮崎知恵子	9番	西森 勝仁
	10番	下川 芳樹	11番	松浦 隆起	12番	中村 卓司
	13番	岡村 統正				

不応招議員 な し

出席議員	1番	東 祐太朗	2番	田村 雅之	3番	安田 節子
	4番	齋藤 光	5番	岡林 哲司	6番	山本 和輝
	7番	田村 幸生	8番	宮崎知恵子	9番	西森 勝仁
	10番	下川 芳樹	11番	松浦 隆起	12番	中村 卓司
	13番	岡村 統正				

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	副 町 長	田村 正和
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	岡田 秀和
総 務 課 長	横畠 克彦	まちづくり推進課長	安岡 裕美
会計管理者兼会計課長	上田 くみ	住 民 課 長	廣田 春秋
産業振興課長	下八川久夫	建 設 課 長	大原 秀平
農業委員会事務局長	藤本 雅徳	健康福祉課長	岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長	刃本 卓志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐	議会事務局書記	高鴨 学
--------	-------	---------	------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 2番 田村 雅之 3番 安田 節子

令和8年第2回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和8年7月27日 午前9時開議

- | | |
|------|------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 町 長 挨 拶 |
| 日程第4 | 報告第 6 号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について) |
| 日程第5 | 議案第52号 工事請負契約の締結について |
| 日程第6 | 議案第53号 工事請負契約の締結について |
| 日程第7 | 議案第54号 工事請負契約の変更契約の締結について |

議長（松浦隆起君）

ただいまから、令和 8 年第 2 回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、2 番、田村雅之君、3 番、安田節子さん。両名を本臨時会の会議録署名議員とします。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定しました。

日程第 3、町長挨拶を行います。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

皆さん、おはようございます。

本日は議員の皆様にご出席をいただき、令和 8 年第 2 回佐川町議会臨時会を開催できますことを心より感謝申し上げます。

また日頃は、町政運営全般に対しまして、議員の皆様にはご指導、ご協力を賜りまして、この場をお借りしまして心より感謝と御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

本臨時会では、報告 1 件と、議案としまして工事請負契約の締結を 2 件と、工事請負契約の変更契約の締結を 1 件提出させていただいております。

議員の皆様には何卒慎重なるご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしく願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日の臨時会、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で、町長挨拶を終わります。

日程第 4、報告第 6 号、専決処分の報告について（損害賠償の

額の決定について）を議題とします。

提出者の報告をお願いします。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件につきまして、ご説明を申し上げさせていただきます。

報告第6号、専決処分の報告につきましては、町道の附属物に起因する事故に対する損害賠償の額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和8年7月7日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、5月2日に発生した強風によりまして、町道寺野4号線に設置しているカーブミラーが転倒し、相手方が所有する個人宅の塀の瓦を3か所破損させたものであります。

賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、賠償額は2万2千円であります。

報告は以上でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第5、議案第52号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案につきまして、ご説明を申し上げさせていただきます。

議案第52号、工事請負契約の締結につきましては、令和8年4月13日より実施した、公募型プロポーザルによる司牡丹酒造株式会社焼酎蔵買取・整備事業の設計工事請負契約、実施設計、施工一括発注方式締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、公募型プロポーザルによる随意契約。

契約金額は、2 億 9,194 万円。

契約の相手方は、高橋・勇・上川・鈴江異業種特定建設工事共同企業体、代表者、高知県高岡郡佐川町本郷耕 1837 番地、株式会社高橋建工、代表取締役高橋寛でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

それでは私から、議案第 52 号、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

まず資料ですが、参考資料のですねフォルダの、議案第 52 号関係のファイルをご覧ください。

右上のですね、参考資料①をご覧ください。

それではご説明させていただきます。

まず事業名ですが、司牡丹酒造株式会社焼酎蔵買取・整備事業であります。

事業の期間ですが、契約の締結からですね、令和 9 年の 12 月 28 日まで、来年末までとなっております。

なお、その内訳ですが、実施設計としまして、契約締結から令和 9 年の 3 月 31 日まで。それから、工事は、それ終わりましたら、令和 9 年の 4 月 1 日から令和 9 年の 12 月 28 日までを予定しております。

続きまして、プロポーザルの実施につきましてはですね、4 月 13 日に公告を行いまして、その後、第 1 次審査の書類審査、それから第 2 次のプレゼンテーション審査を行いまして、7 月 1 日に結果の公表を行いました。

プロポーザルの参加者につきましてはですね、こちらに掲載の J V 1 社のみでございました。

また、審査の結果につきましてはですね、プロポーザル実施要綱により設置しました選考委員会におきまして、書類審査、それからプレゼンテーション審査を行いまして、合格の基準点を上回

ったため合格といたしました。

また、見積書の記載金額、つまり契約額ですが、税抜きで2億6,540万円、税込みにしますと2億9,194万円となっております。

続きまして、次のページ、参考資料の②の資料をご覧ください。

こちらがですね、今回契約いたします、当該事業の概要となっております。

まず左上、事業の概要の1番の、目的につきましてはですね、「佐川町歴史的風致維持向上計画（第2期）」に基づきまして、上町にあります、司牡丹酒造株式会社が所有しておりました焼酎蔵を買い取り、内外装を整備し、地域のシンボルである美しい白壁の景観の保全と併せまして、酒造りの歴史の展示機能、それから宿泊機能、飲食機能の3つの機能を複合的に整備することで、上町地区のさらなる歴史的な魅力の向上と、観光振興につなげるということを目的としております。

その下の事業の期間、それから契約金額は、先ほどご説明しましたとおりでございます。

次に、右上の平面図、それから右下の透視図をご覧ください。

このですね、図面は、基本設計業務で行いました成果品の一部でありまして、今回のプロポーザルの基本的な考え方となっております。

平面図をご覧くださいますと、まず上側、上がですね、北側となっております、中心に大きな庭がありまして、ここが憩いの場となります。

また、それを取り囲むように、右上にホテルの機能が2部屋。それから左上に、現在あります「ほてい」。それから左下に、酒造りの展示機能とレストランを配置いたしております。

また、その下の透視図につきましてはですね、各施設の外装、内装をイメージした図となっております、なお左下はですね、ホテルの客室のイメージ図、それから右下はレストランのイメージ図となっております。

今後ですね、これらの成果品をもとに、詳細設計に移ってまいります。

続きまして、参考資料の③をご覧ください。

こちらはですね、今回契約を予定しております、当該JVからのプロポーザルの提案内容をまとめたものとなっております。

まず左上、業務全般につきましてご説明いたします。

今回提案のあった4社JVのうち、代表である施工会社1社と、構成員であります設計会社1社は、佐川町内の会社でありまして、そのほか2社も高知県内の会社となっております。

この地元の強みと実績を生かしまして、発注者である町、それから運営予定者である指定管理候補者、それから観光協会、司牡丹などの地元組織や地元住民としっかり連携し、意思の疎通を図り、迅速に設計工事を進めてまいります。

また、歴史的建造物の発見や保存、それから活用の知識にたけた専門的な建築士であります、ヘリテージマネージャーが入ることによりまして、この焼酎蔵を地域活性化にどう生かすかという広い視点で、さらなる専門的な調査と設計につなげてまいります。

次に、左下の業務全般の②をご覧ください。

先ほどご説明しましたとおり、今回の4社JVは、町内の業者と、県内業者で構成されております。

地元に着した業者が設計・施工を一括して行いまして、地元の専門業者や地元の職人さんを積極的に活用することで、地域内での技術の継承ができるようにしまして、設計の活用、すいません、施設の活用からメンテナンスまで地域内で仕事が完結し、産業が循環する、そのような持続可能な仕組みづくりを行ってまいります。

次に、右上の設計業務をご覧ください。

今回の契約案件につきましては、設計・施工の一括発注、デザインビルド方式、いわゆるDB方式としております。

その特徴を生かしまして、内外装の解体調査をまずは進め、その調査結果に基づきます、施工の業者や、発注者である町とのきめ細かい設計協議を重ねてまいります。

それによりまして、歴史的価値や魅力の向上、工事費や工期とのバランス調整を図りまして、町内外に誇れる上町の歴史的な新しいシンボルというのを目指してまいります。

また、既に決まっております、運営予定者である指定管理候補者の意見も、適切に反映させます。設計に反映させまして、健全な経営についても、適宜協議を行いながら業務を進めてまいります。

また、ここには書いておりませんが、地域の特色ある自然や資

源、例えば酒のタンクとか、古い瓦、今でも流れております湧き水、それから近隣の牧野博士関係の植物なども、積極的に設計のほうに活用しまして、歴史的な価値を生かした佐川らしい、また上町らしい設計としてまいります。

次に、右下、施工業務について、ご説明いたします。

上町地区は、佐川町を代表します観光地であるのと同時に、地域住民が暮らし、地元の業者が仕事をする生活の場でもあります。

観光客への配慮はもちろんのこと、地域住民も安心して生活できる施工環境に配慮しまして、町内業者の強みを生かした、夜間、休日の迅速な緊急対応を行ってまいります。

また同時に、歴史的な景観と、資源の保存活用も、積極的に行ってまいります。

また、このほかにもですね、DB方式の利点を生かした、設計段階からの資材の早期調達、それから地元の職人等、早期の人材確保を、先手を打って進めてまいります。

それによりまして、近年言われている建築資材の品薄、それから物価の高騰に対応しながら、工事費と、工程管理のバランス調整を行ってまいります。

続きまして、資料の4ページ、④をご覧ください。

こちらはですね、今回JVを構成します4業者、それぞれの主要な実績を示した資料となっております。

まず左上がですね、代表構成員であります、株式会社高橋建工でありまして、ご存じのとおり、町内の建設事業者であります。

代表的な実績としましては、令和5年度に佐川小学校の放課後児童クラブを施工しておりまして、県内産の木材を使った、ぬくもりある開放的な造りが特徴となっております。

そのほか、町内外でも多くの実績がありまして、代表構成員として適任であると考えております。

次は、構成員の1番、有限会社勇工務店となります。左下でございます。

築130年の歴史があり、宿毛市指定有形文化財である旧林邸につきまして、耐震補強工事と内外装の改修工事を行い、地域の交流拠点、歴史観光のシンボルとして再生され、今なお広く活用されております。

同じく歴史のある焼酎蔵の耐震補強工事と改修工事にも、その

施工実績とノウハウが生かされるものと期待しております。

次に右上が、構成員の２、上川慎也建築設計事務所でございます。こちらが町内の設計事務所となっております。

実績としましては、今回発注します、実施設計・施工一括発注業務のベースとなる、基本設計業務を昨年度行っております。基本設計の方向性を踏まえた、スムーズな実施設計への移行。

地元業者の強みを生かした地域との密着性や、ヘリテージマネージャーの専門知識を生かした活用を、大いに期待しております。

最後、右下が構成員の３、鈴江章宏建築設計事務所です。

こちらはですね、こちらはですね、歴史的な町並みが広がる土居郭中におきまして、登録有形文化財である野村家住宅の調査、修繕設計監理を行っております。

歴史的な建造物を解体しながら、調査し、その価値を守りながら、改修及び活用計画を策定したその実績が、今回の焼酎蔵にも活用できると考えております。

以上で、議案の説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

９番、西森君。

９番（西森勝仁君）

この議案第５２号について、お尋ねをいたします。

この議案は、堀見前町政から進めてきた事業でありまして、佐川町の観光の中核を担うものでありまして、私はいささかの異論を申し上げるわけではありません。

しかし、このような昔の木造建築に対する現執行部と、当時の堀見町政との認識の間で、大分乖離があると感じておりますので、お尋ねをいたしますが、私は令和２年９月の一般質問で、この焼酎蔵の耐震診断の委託先についてお尋ねをしたことがあります。このとき、四国内にはこうした古い木造建築を扱う技術、あるいはノウハウを持つ業者はいないので、東京大学の腰原幹雄教授の研究室に依頼するほかはない、こういうふうに担当課の答弁、堀見町長以下の答弁があつておったわけですが、この腰原教授というのは、昭和４３年生まれでありまして、当時の堀見さんと

は東大の同級生であります。

このことから、堀見前町長が、格安に安い値段、506 万円で委託したよと、こういう答弁でありましたが、私はこれ、これぐらいと言ったら失礼かも分かりませんが、徳島県の脇町でも同じような酒蔵を改修して現在使っていると、こういうことがありますので、こういうところも参考にしたらどうかというふうに申し上げたところでありますが、教育長はこのことは耳に新しいと思います。

こういうようなことがありまして、作業に入っていたわけですが、この作業員である東京大学、あるいは高知工科大学の学生、アルバイトの人夫賃といえますか、アルバイト料が 52 人役で 119 万円。これは 1 人単純計算をしますと、1 人 1 日約 2 万 3 千円ということになりますので、私が、「堀見さんよ、安いところ破格に安いところじゃない、それは破格というのは破格に高いがじゃないか。」と、こういうふうに提言したことがあります。

そしてさらに、堀見さんは、ここのこの焼酎蔵の後に、国立競技場の設計などで有名な建築家の隈研吾さんに依頼をしまして、ホテルのパークまで書き上げていたと。こういうことがあっておりますので、今回この議案を見まして、私はほら、やっぱり見たことか、町内業者や県内業者でも十分対応できる、できたがじゃないか。これは税金の無駄遣いになったがじゃないかと、こういうふうに思っているところであります。

そういう経過がありましたので、そういう歴史的建造物はなかなかできんという認識があったものですから、お尋ねをいたしますが、まず、この業者選定のプロポは公募でなされたのか、指名をされたのか。今、担当課長からご説明がありましたが、応募されたのが 1 社の J V だけだというふうに説明を受けたわけですが、この審査委員はどのようなメンバーで、誰が委員長を務められたのか、完成に向かって心配はないのか、お尋ねをします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

はい。ご質問にお答えいたします。

まず、このプロポのですね、選定につきましては、公募型プロポーザル方式によって決定いたしておりまして、その公募の方法

はですね、町のホームページへの掲載でありますとか、新聞社、この入札、入札の情報を、専門的に取り扱う工事の新聞社へ情報提供を行いまして、広く呼びかけを行っております。

この次に、選考委員会のメンバーにつきましてはですね、6名おりまして、メンバーは副町長、それから、さかわ観光協会の会長、司牡丹酒造株式会社の役員、それから関係します課長であります、まちづくり推進課長、教育委員会の教育次長、そして私、建設課長と、以上6名となっております、そのうち委員長は副町長となっております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

ほかに質疑ありませんか。

4番、齋藤君。

4番（齋藤光君）

はい、それではお尋ねいたします。

この契約金額ですが、約3億円となっておりますが、その中で、使える補助金であったり、有利な起債であったり、そういう内容があるのであれば、その内訳を教えてくださいのと、扱う予定があるものがあれば教えてくださいことと、もう1点、参考資料③にあります、設計業務についての3番に、「予期せぬ腐朽等に応じて、適切な構造計画へ柔軟に更新する」ということですが、これは以前、解体を進めながらではないと、なかなかその構造の中の状況が分からないということだったので、例えば、かなり中の状態が危険な状態であれば、構造計画を変更するという、契約金額自体が変更するということなのか、お聞かせください。

この2点です。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 9時26分

再開 9時34分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

はい。ご質問にお答えいたします。

補助金ですね、金額ですが、これは内閣府の地域未来交付金という補助金を予定しておりまして、補助率は50％となっております。合計が2億9,194万円ですので、その半分で1億4,597万円を、今、予算として予定しております。

またですね、設計における予期せぬですね、状況の確認ですが、今回、確かに解体調査が含まれますので、壊してみないと分からないということは考えられますが、このDB方式ですね、メリットを生かしまして、業者、施工業者も中に入りまして、できるだけ金額が増えないように、今の金額の中で収まるようにですね、ここは知恵を絞って努力をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

ほかに質疑ありませんか。

13番、岡村君。

13番（岡村統正君）

1件だけ、お尋ねいたします。

現状は目視の段階で、鋼管材、はりの腐食具合、シロアリの被害具合は目視は当然されておるというふうに思いますが、屋根の部分においては、全部取っ払いっていうことをせな、していかないと、その状況というものは把握できないと思いますが、完全に解体をしちよいて、新たにやり変えるという工法を考えているのか、その1点だけを、お答えいたしてください。お願いします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

完全に解体ではなくてですね、まず表面的にですね、部分的に取り壊しをしながら、内部のまず状況を確認しまして、使えるところは使って残していくというような形で、できるだけ、この当時ですね、姿を残したまま、内装をきれいにしまして、外装は当然ですね、ちょっと修繕箇所は要るんですが、白壁も残しながら、そういった景觀にも配慮してですね、やっていくと。そのように考えております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 52 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 52 号は可決されました。

日程第 6、議案第 53 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、それでは議案第 53 号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第 53 号、工事請負契約の締結につきましては、令和 8 年 7 月 15 日に入札を行いました、岡崎堰農業水路等長寿命化事業改修工事の契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、一般競争入札。

契約金額は、1 億 8,368 万 4,600 円。

契約の相手方は、四国開発・大栄特定建設工事共同企業体、代表者、高知県高知市日の出町 2 番 12 号、四国開発株式会社、代表取締役久米慶典でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、議案第 53 号について、補足説明をさせていただきます。

参考資料でご説明させていただきますので、参考資料のフォルダにあります、「参考資料（議案第 53 号関係）」をお開きください。

契約金額、契約相手方につきましては、町長の提案説明のとおりでございます。

参考資料の 1 ページ目は、入札結果と、入札結果を取りまとめたものとなります。

工事名は、岡崎堰農業水路等長寿命化事業改修工事で、工期は令和 9 年 3 月 25 日までとなります。

入札結果の表に記載してあります金額は、全て税抜きの金額でございます。

なお、2 者同額であったため、くじ引きにより契約相手を決定しております。

次に、参考資料 2 ページ目をご覧ください。

こちらは、工事の概要をまとめたものです。

工事の対象施設は、由留岐橋の近くにある岡崎堰でございます。

この堰は、ゴムでできた袋状の堰に空気を入れることで、堰を立ち上げ、洪水時には自動的に空気が排出され、堰を倒す仕組みになっている、ファブリダムと呼ばれるものでございます。

岡崎堰は昭和 52 年度に造成され、全長は 41.6 メートル、現在のかんがい面積は、虎杖野から富士見町方面に約 20 ヘクタールございまして、水稻栽培の、水稻栽培等の農業用水として利用されておりますが、昨年 4 月にゴムの袋体の損傷により堰が立ち上がらない状態となっていたものを、現在、応急処置をして使用している状況でございますので、今回、大規模な改修工事を行うものです。

次に、右側の上にある平面図をご覧ください。

工事を実施する部分を、赤の線で囲んでおります。

主な工事内容としましては、図面中央にあります、堰本体であるゴム袋体の更新、堰本体から堰を操作する操作室をつなぐ配管の更新となっておりますが、今回の契約内容としましては、ゴム

袋体の新規製作から既存袋体の撤去までの工事となります。

平面図下には、現況写真をつけております。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番、西森君。

9 番（西森勝仁君）

議案第 53 号について、少しばかりお尋ねをいたします。

この議案の対象となっている岡崎堰を私は今朝も見てきましたところでありますが、今説明があったように、修理をして機能しているということの説明をいただきました。

今朝見たところ、今説明のとおり何の問題もなく、ゴムがパンと膨らんで順調に機能をしているように、見えるわけですが、今後の予定については今ちょっと説明をいただきましたが、完成するまでに、あと、総事業費として幾らかかる、幾らぐらい予定しているのか。以前に 3 月議会のときにも、少し 3 億とか、そんなような金額でお伺いをしたことですが、どれぐらいかかるのか。そして大変失礼な言い方ではありますが、この契約、今回契約する四国開発・大栄の J V はこの種の仕事で、あまり聞いたことはないわけですが、その実績あるいは技術力というものは、担保できるものなのか、お尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。ご質問にお答えさせていただきます。

私からは事業費について、ご説明をさせていただきます。

今回の岡崎堰の事業ですが、農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用しておりまして、国が 50%、県が 15%、合わせて 65% の補助事業を活用して実施をいたします。

今回発注する事業につきましては、令和 7 年度の繰越予算で実施をするものとなります。

残りの工事につきましては、8 年度予算が確保でき次第、適切に発注をするという形になりまして、約 4 千万程度を概算で見込んでおりまして、合計しまして、2 億 3 千万までの、で完成する

というところで、単独化として見込んでおります。

以上です。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、ご質問にお答えをさせていただきます。

技術力についてというご質問だと思いますけれども、当工事はですね、一般競争入札を行っております。

その際に、入札の参加資格としまして、経審の点数 800 点以上というのを提示をしております。

この経審の点数っていうのはですね、今までの完成の工事高、実績になるんですけども、とかですね、あと技術力、技術力に関しましては、資格の重要度とかですね、その資格を持つ技術者の数ですとか、そういうことを加味して算出をしております。

その点数は 800 点を超えているということになってますので、技術力については問題ないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

西森君。

9 番（西森勝仁君）

今、それぞれの担当課課長からご説明をいただきまして、大体分かるには分かりましたが、岡崎堰は皆さんご承知のとおり、長くて、この前完成した久万田堰とははるかに長いし、また流量も非常に多い、また通水断面も非常に多いわけでありますので、安全に早く完成させてやらないと、また受益、田んぼの受益面積も多いわけでありますし、去年のように、また今年もどうなるか分かりませんが、渇水が続いたら、田んぼが干上がってしまう。そうすると、水中ポンプ、いろいろな経費がかさみますので、安全に早く完成させてもらいたいと思いますので、お願いします。

議長（松浦隆起君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 53 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 53 号は可決されました。

日程第 7、議案第 54 号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、それでは、議案第 54 号についてご説明をさせていただきます。

議案第 54 号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、令和 8 年 1 月 30 日に契約をしました、加茂地区緊急用ヘリコプター離着陸場整備工事の変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

既決契約金額は 1 億 7,557 万 6,500 円、変更契約金額は 1 億 8,383 万 2 千円。

契約の相手方は、四国開発・高橋建工特定建設共同企業体、代表者、高知県たか、高知県高知市日の出町 2 番 12 号、四国開発株式会社、代表取締役久米慶典でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、それではですね、議案第 54 号、工事請負契約の変更契約の締結について、ご説明をさせていただきます。

本件は、加茂地区緊急用ヘリコプター離着陸場整備工事の契約の変更となります。

変更の契約金額、契約の相手方は、町長の提案説明のとおりでございます。

変更による増額は、825万5,500円となります。

それでは、参考資料でご説明をさせていただきますので、令和8年第2回臨時会のフォルダにあります、参考資料、議案第54号のフォルダをお開きください。

主な変更理由について、3点ございます。

まず、ヘリポート南側の補強土壁工事に係る設計変更について、ご説明をさせていただきます。

参考資料の図面におきましては、ヘリポート南側、図面の下側に当たる箇所でございます。

本施工箇所におきましては、補強土壁を設置するために斜面を掘削する計画でありました。

この掘削予定地の上段には、既存の水路が並行して走っております。当初の設計におきましては、事前の目視調査に基づきですね、地盤の自立性が高く、掘削を行っても水路への影響はないものとして、計画を進めておりました。

当該箇所はですね、過去に谷地形を埋め立てて、造成された土地であります。着工前は地表面が草木等で覆われており、地山と盛土との境界を判明するところが不可能な状態でありました。

しかしながらですね、着工後に先行掘削をいたしましたところ、掘削対象の地盤がですね、過去に谷を埋めた盛土で構成されてることが判明をいたしました。

この比較的緩い地盤条件のままですね、当初計画どおりに掘削を行った場合、掘削面が崩落して、施工時の安全確保が困難になるおそれがあります。

さらに、上段にある既設の水路に影響を及ぼした場合、これが本格的な雨の季節である出水期などの異常気象時と重なった場合にはですね、工事現場内や周辺地域へ溢水するといった、二次的な被害を及ぼす可能性もあるなというふうに判明をいたしました。

以上のことから、工事中の安全の確保及び周辺住民の皆様への安全と生活環境への影響を防止するため、構造物の設置位置をですね、水路から離れるよう、北側へ1メートル、約1メートル移動させる設計変更を行うものであります。

なお、これに伴い、立ち上げた補強土壁の上部から、南側へ約

1メートルほど張り出す構造とすることによりまして、ヘリポートの離着陸面の面積については当初計画どおりとするものであります。

次に、ヘリポートの西側、図面の左側に位置する土地についてご説明をいたします。

この土地は、公園の北側かつ国道との間に位置する、国土交通省の所管地であり、これまで、道の駅の繁忙期におきましては、臨時駐車場として活用させていただいた場所であります。

当初の計画におきましては、現場内を掘削した際に出る埋め戻し等に再利用する現場内流用土につきまして、この国交省用地へ一時的に仮置きをさせていただく予定としておりました。

しかしながら、その後の国土交通省との協議において、同用地の使用について協議が調わず、やむを得ず別の場所に仮置き場を確保せざるを得ない状況となりました。

これによりまして、別の仮置き場へのトラック等による運搬費を、新たに追加を計上させていただくものであります。

最後に、外部からの搬入土につきましては、国道から現場内へ運搬する予定としております。

なお、現場への土の搬入については、道の駅利用者の安全に配慮して、原則、道の駅の構内の道路ではなく、国道から直接現場に進入をすることとしております。

当初の計画では加茂小中学校横の用地に仮置きしている搬入土を、ダンプトラックで搬入する際、加茂方面からのアプローチとなるため、土砂を積載した状態での進入時は左折、加茂方面に戻る際は右折となるものの、帰路のダンプにおきましては空車状態となることから、通常の運行においては安全は十分に確保できるものというふうに考えておりました。

しかしながらですね、こちらにつきましても、国土交通省と協議を行った結果、歩道を含めた国道の安全確保並びに国道の円滑な通行を確保する観点から、進入路口への交通誘導員の配置を条件として求められたものであります。

つきましては、国道の交通安全と、円滑な交通の流れに万全を期するために、進入路口に交通誘導員を配置することとし、これにかかる費用を、追加増額変更として計上するものであります。

以上が、今回の変更の主な理由となっております。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番、中村君。

12 番（中村卓司君）

るる説明がございまして、3 点ほど説明があったわけでございますけれども、私たち皆ここにおける議場全員と言いませんけれども、私自身全然素人で、最初からですね、それは3 点とも分かったことではないかということで、今更、臨時的に予算を増やすというような内容になるのは、いかがなもんかというふうに思います。

このことについて、変更についての打診があって、それを審議をする意味で本当にこれが妥当なのか妥当でないのかという判断は、どこで基準でなされているかということを1 つ聞かせていただきたいと思いますので、お願いします。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 9 時 56 分

再開 9 時 57 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、ご質問にお答えをさせていただきます。

最初から分かっていたということに関してですけれども、まず1 点目の盛土部分と地山の区別、判別についてはですね、最初標準設計するときには目視で確認をさせていただいております。次に、実際現場に入って掘削をして、実際は確認をしてやっておりますので、最初から分かっておったというよりは、設計のやり方に基づいてやって、事実が判明した時点で変更を加えるというようなことになっています。

あとの2 点の国交省の協議についてですけれども、契約をしま

して、実際に業者が決まってから、業者と工法とかやり方、工事の進め方を協議して、そのやり方をもってですね、国交省と協議を重ねていきます。で、2月ぐらいからですね、6月ぐらいまでの期間、何度も協議を重ねましたけれども、最終的には国交省の判断として、誘導員を増やすように、とかいう条件が伝えられたものであります。

なお、その都度、最中、協議についてはですね、町長、副町長のほうに報告しながら進めておりますので、進めております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、ちょっと、私も補足をさせていただきます。

先ほど、変更内容についての答弁につきましては、総務課長のほうから説明がありましたが、その都度の協議の決定をどうしているかということですが、今回のこの工事におきましても国土交通省との協議に時間がかかったと聞いております。

私もちょっと遅いんじゃないかという指示はさせていただきましたが、なかなか国土交通省、国道をつつくということは、なかなかすぐには許可ができないということもありまして、今回ちょっと時間がかかったところもあります。

協議の結果につきまして、しっかりと担当課、総務課のほうになるんですが、私と副町長を含めですね、変更内容をしっかりと説明を受けて、いやこれでいこうということで判断をさせていただいて、今回提出をさせていただいている状況、状態でございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12番（中村卓司君）

分かりましたが、安易にですね、打診をされた金額に対して、はいはい、オーケーですという、やられてないとは思いますが、なおですね、慎重にですね、これは税金を使うことですので、慎重に判断をしていただくことを重ねてお願いを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（松浦隆起君）

ほかに質疑ありませんか。

9 番、西森君。

9 番（西森勝仁君）

あのヘリポートというのは、今まで、その候補地が二転三転をしまして、やっと着工になったわけでありまして、今回、今説明があったように、ヘリポートの工事費が約 83 万円ほど上がったということであります。

私は致し方ないことかと思いますが、加茂のあの場所は辺地債も当たるといいますし、また辺地債がどれくらい当たってその残りはどうなるのか。

要するに、分かりやすく言えば、辺地債が当たる。そうやって、町民の税金を幾ら払えば、あのヘリポートが完成するよ、こういうことでもありますので、この部分をお尋ねします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、お答えをさせていただきます。

あそこの事業に関しましては辺地債とですね、県の補助金を活用して、工事を進めさせていただいてます。で、辺地債といいますのがですね、充当率が 100% の、交付税率が 80% ということで、約 2 割ぐらいの負担で、事業は進めていけるということですので、1 億 8 千万のうちの 2 割ですね、約 3,600 万ぐらいで、県の補助金が 100 万程度を、決定していただける予定です。

ですので、実際は約 3,500 万ぐらいで進めていけるかなというふうに試算をしております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

ほかに質疑ありませんか。

5 番、岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。5 番議員の岡林です。

少し質問させていただきたいと思います。

この 825 万円の増額ですけれども、この、今説明いただいた大

まかに３つの変更があったというところで、それぞれ幾らなのかというところをお伺いしたいのと、先ほど西森議員のご質問に対して、今のところ町民の税金で賄うのが３,６００万程度だというふうにお聞きしたんですけれども、以前、話をしたときにですね、防音壁ですとか、そういった安全の部分の施工をするってのは後々やるというふうにおっしゃってましたけれども、それも含めて、どういうふうな予定になってるのかを伺いたいと思います。

お願いします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、お答えをさせていただきます。

直工になりますけれども、まず３点のうちですね、盛土の補強、盛土補強土壁の変更につきましては、１５０万円、約１５０万円程度。土砂運搬につきましては、７００万程度。誘導員については、２００万円程度、となっております。

そのほかで減額するところがありますので、トータルでいくと、８００万円の増額というふうになっております。

それとですね、もう１点、防護壁。騒音とかの防護壁につきましては、今回の設計には入っておりませんので、先ほど説明した負担の外になります。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第５４号、工事請負契約の変更契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 54 号は可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は終了しました。

町長、挨拶を願います。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、臨時会の閉会にあたりまして、ご挨拶をさせていただきます。

本日は議案としまして、工事請負契約の締結を 2 件と、工事請負契約の変更契約の締結を 1 件につきまして、ご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

今回、ご承認をいただきました、工事請負契約及び変更契約につきましては、早期の完成に向け取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、この 3 件につきましては、金額的にも大きい金額となっておりますので、時間を取っていただき、議員の皆様には、現場の視察のほうも行っていただきたいと思っておりますので、ぜひ時間を取っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

そして、連日猛暑日が続いておりますので、熱中症対策を取るなど、体調管理には十分気をつけられますようお願いを申し上げます。

今後も引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

本日の会議は、これをもって終わります。

令和 8 年第 2 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 10 時 06 分